

本連盟関係者の処分に関する内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人全日本空手道連盟（以下「本連盟」という。）規約、関係規程に則り、本連盟役職員、加盟団体及びその所属会員、本連盟会員（以下「本連盟関係者」という。）に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、本連盟関係者に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の手続き)

第3条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 倫理委員会（以下「委員会」という。）は、会員の規律に係る情報を入手した場合、懲戒に関する審査を開始する相応の事由の有無につき、委員長の指名する委員2名及び事務局による事前審査を行うこととする。この場合、当該情報に係る会員又は関係者から、文書又は口頭による説明、若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 前号における当該情報については、事実確認並びに調査を加盟団体に依頼することができる。
- (3) 委員長は、事前審査の結果に基づき、委員会において規約、関係規程に定める事由に該当するか否かの審査の開始の可否を決定し、委員に報告する。
- (4) 委員会は審査を行うに当たっては、当該本連盟関係者に対し、書面又は口頭をもって審議し、当該本連盟関係者が弁明するための十分な機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに当てはまる場合はこの限りではない。

- ア 当事者の同意がある場合
- イ 当事者が弁明の機会を拒否した場合
- ウ 弁明の機会を無断欠席した場合
- エ 当該名あて人の所在が判明しなくなった場合

(5) 前各項に定めるほか、委員会は必要と認めるときは、当該本連盟関係者に対し、書面による説明、資料の提出又は委員会への出席を求めることができる。

(6) 委員会は、審査手続きを終了したときは、すみやかに、事案について議決を行い、書面をもって、その内容及び理由を理事会に報告しなければならない。

(処分の決定)

第4条 第4条 本連盟倫理規程8条に定める処分は、前条の手続きを経て、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

2. 対象となる事案に対する処分は、相当性の原則から、その行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
3. 処分内容を決定するに当たっては、対象となる事案の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動等への影響、日頃のスポーツ活動等における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
4. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な対象となる事案について標準的な処分内容を別表として示す。
5. 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
6. 別表に示していない対象となる事案についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第2項、第3項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

第3章 その他

(その他)

第5条 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この内規を適用することができる。

2. この内規に定める事項以外については、別途倫理委員会で協議の上、理事会において決定する。

第6条 この内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本内規は、平成24年12月7日より施行する。

2. 本内規は、平成30年5月19日から施行する。

3. 本内規は、令和元年6月8日より施行する。

【別表】

＜公益財団法人全日本空手道連盟 処分基準＞

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等

（1）関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼす行為

対象となる行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	資格停止 1 2 か月
対象行為により (1) 被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った (2) 被害者が死亡するに至った (3) 被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った (4) 刑事処分をされた	無期限の資格停止 （3 6 か月を超える期間）
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 	

(2) 関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等(以下「暴言等」という。)
心身に有害な影響を及ぼす言動

対象となる行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	より厳重な注意 (同様の事案が発生した場合には資格停止となることを通告する。)
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 1 2 か月
暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の資格停止 (36 か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様(故意か過失か、回数や継続性、被害者数等) ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む) ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む) ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等) <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の年齢(小学生、中学生、高校生など。年齢が低くなるほど加重される。)等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p> <p>【本基準を準用しうる類似事案】 役員、指導者等の上の立場にある者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

- (3) [主に加害者は指導者層を想定] 関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下、「不適切な指導」という。）

対象となる行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	より嚴重な注意 (同様の事案が発生した場合には資格停止となることを通告する。)
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 1 2 か月
不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の資格停止 (3 6 か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数、被害者の年齢等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、被害者の年齢(小学生、中学生、高校生など。年齢が低くなるほど加重される。)等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメント行為等

(1) 関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

対象となる行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止 1 2 か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 2 4 か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の資格停止 (3 6 か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数、被害者の性別・年齢等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者、被害者の年齢(小学生、中学生、高校生など。年齢が低くなるほど加重される。)、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

(2) 関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メール等の送付、付きまとい等の性的な言動（以下、「性的言動」という。）

対象となる行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数、被害者の性別・年齢等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者の年齢(小学生、中学生、高校生など。年齢が低くなるほど加重される。)、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

3. ドーピング及び薬物乱用行為等

(1) ドーピング薬等の使用

対象となる行為の程度・結果	処分内容
ドーピング薬を使用した	アンチ・ドーピング規程に定める制裁措置並びに日本アンチ・ドーピング機構及び世界アンチ・ドーピング機構の制裁措置に従うものとし、該当機関による資格停止処分に従う。
<p><考慮すべき要素></p> <p>なし</p>	

(2) 禁止薬物使用行為等

対象となる行為の程度・結果	処分内容
違法な薬物を使用した	無期限の資格停止 (36か月を超える期間) または除名
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、使用回数や期間等）</p> <p>②行為者の地位・立場</p> <p>③違反行為による結果や影響</p> <p>④行為者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑤行為者の事後の対応（反省、関係者への謝罪等）</p> <p>⑥刑事訴追の有無</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素</p> <p>違法な薬物であることを知っていながら違法な薬物を使用した場合、薬物の使用回数、期間が長い場合等。</p> <p>○軽減要素</p> <p>真摯に反省している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

4. 賭博行為、違法な金銭の授受などの社会的規範に照らし合わせ不適切と認められる行動
または暴力団などの反社会的勢力と関わる行為等。

(1) 賭博行為、違法な金銭の授受などの社会的規範に照らし合わせ不適切と認められる行動等

対象となる行為の程度・結果	処分内容
賭博行為等	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
違法な金銭の授受	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(故意か過失か、程度、回数や継続性、金額等)</p> <p>②行為者の地位・立場</p> <p>③行為者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤行為者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑥行為者の事後の対応(反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償、刑事訴追の有無等)</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 賭博行為又は違法な金銭の授受であることを知っていながら対象行為を行った場合、行為者が多数いる場合、金額が高額であれば重くなる、対象行為の期間が長い場合等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

(2) 暴力団などの反社会的勢力と関わる行為等

対象となる行為の程度・結果	処分内容
暴力団などの反社会的勢力とかかわる行為等	除名
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(故意か過失か、程度、回数や継続性、金額等)</p> <p>②行為者の地位・立場</p> <p>③行為者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤行為者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑥行為者の事後の対応(反省、関係者への謝罪等)</p> <p>軽減要素の例></p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、意図せず関係を持ってしまった場合等</p>	

5. 本連盟内・外の金銭の横領、施設・用器具等の購入などに関わる贈収賄行為、各種補助金・助成金の不正受給又は脱税等の不適切な経理処理若しくは経理的指導又は監査(以下、これらを「不適切な経理処理」という。)

対象となる行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等)</p> <p>②加害者の地位・立場</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む)</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応(反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等)</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素</p> <p>不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合、指導・監査できる立場にあった場合等。</p> <p>○軽減要素</p> <p>真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

6. 本連盟内・外における不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等、名目の如何を問わず経済的利益(以下、「経済的利益」という。)の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供する行為等。

対象となる行為の程度・結果	処分内容
不適切な経済的利益を直接受領若しくは提供した	資格停止12か月
不適切な経済的利益を間接的に受領若しくは提供した	資格停止24か月
不適切な経済的利益を直接または間接的に強要した	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等)</p> <p>②加害者の地位・立場</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む)</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応(反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等)</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素</p> <p>不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等であることを知っていながら対象行為に至った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、対象行為の回数が多い場合や期間が長い場合等。</p> <p>○軽減要素</p> <p>真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

7. 倫理規程第10条に定める通報・相談窓口の利用を理由とした不利益となる取り扱いや嫌がらせ行為等(以下、「不利益行為」という。)

対象となる行為の程度・結果	処分内容
偶発的な不利益行為で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な不利益行為で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	より厳重な注意 (同様の事案が発生した場合には資格停止となることを通告する。)
不利益行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
不利益行為を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(故意か過失か、回数や継続性、被害者数、被害者の性別・年齢等)</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む)</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む)</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等)</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、不利益行為の程度が重い場合、不利益行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の年齢(小学生、中学生、高校生など。年齢が低くなるほど加重される。)等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

8. 八百長等による競技の結果に影響を及ぼす不正行為等(以下、「不正行為」という。)

対象となる行為の程度・結果	処分内容
不正行為を行った	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様(程度、回数や継続性等) ②行為者の地位・立場 ③行為者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤行為者の動機、違反行為に至る経緯 ⑥行為者の事後の対応(反省、関係者への謝罪等) <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 反社会的勢力とのつながりがあった場合、行為者が多数いる場合、八百長の対象金額が高額であれば重くなる、対象行為の期間が長い場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合等 	

9. 人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害等に基づく不合理な差別行為(以下、これらを「差別行為」という。)等。

対象となる行為の程度・結果	処分内容
偶発的な差別行為で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な差別行為で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	より厳重な注意 (同様の事案が発生した場合には資格停止となることを通告する。)
差別行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
差別行為を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	無期限の資格停止 (36か月を超える期間)
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(故意か過失か、回数や継続性、被害者数等)</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む)</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む)</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等)</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、差別行為の程度が重い場合、差別行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の年齢(小学生、中学生、高校生など。年齢が低くなるほど加重される。)の場合等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

10. 法令や本連盟の諸規程、処分等に違反する行為等。

対象となる行為の程度・結果	処分内容
法令や本連盟の諸規程に違反する行為等	都度、対象行為について審議を行う。
処分等に違反する行為等	対象処分の期間の延長若しくはより重い処分。
<考慮すべき要素> 都度、対象行為について審議を行う。	

11. そのほか、各号に準ずる不適當な行為等。

都度、対象行為について審議を行う。